

一般社団法人 宮崎県銀行協会 定 款

一般社団法人 宮崎県銀行協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人(以下、「本協会」という。)は、一般社団法人宮崎県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を宮崎市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために宮崎県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 金融並びに経済に関する調査及び研究
- (3) 関係官庁その他に対する建議並びに答申
- (4) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (5) 金融機関関係者相互の親睦及び協調を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (6) 銀行職員の養成教育
- (7) 銀行とりひき相談所の設置、運営
- (8) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

第3章 社 員

（社員の要件）

第5条 本協会の社員となることのできる者は、宮崎県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

（入 会）

第6条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

（加入金）

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第38条に規定する加入金を納付しなければならない。

（社員資格の取得）

第8条 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、常務理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。
2. 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

（社員名簿に記載した事項の変更）

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。
2. 前項の通知があったときは、常務理事は、社員名簿に変更事項を記載し、これを社員に通知しなければならない。

（任意退会）

第10条 社員は任意にいつでも退会することができる。
2. 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

（除 名）

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。
この場合、当該社員に対し、決議の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本協会の体面を毀損する行為又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 12 条 社員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出又は整理のために休業したとき。
- (2) 第 5 条に規定する要件を喪失したとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 解散又は合併により消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員が同意したとき。

- 2. 社員としての資格を喪失した者があるときは、常務理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。
- 3. 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

(社員資格の承継)

第 13 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める銀行は、当該社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合は、存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合は、設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 項第 3 号又は同項第 5 号により社員の資格を喪失する場合は、営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 項第 3 号又は同項第 5 号により社員の資格を喪失する場合、営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合は、理事会が指定した銀行

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2. 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第17条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
4. 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、開催の2週間前にその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は、会長とする。

2. 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第 19 条 各社員の議決権は社員 1 名につき 1 個とする。

2. 総会に出席しない社員は、第 17 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事案について書面で議決権を行使し、又は他の出席社員にその行使を委任することができる。
3. 書面による議決権行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載した議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。
4. 前 2 項にて委任した社員又は、第 3 項に規定する書面で議決権を行使した社員は、総会に出席したものとみなす。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分又は担保提供
- (6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
3. 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

（役員の設置）

第22条 本協会には、次の役員を置く。

- （1）理事 7名以上12名以内
- （2）監事 3名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。

3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

（役員の選任）

第23条 理事11名以内及び監事2名以内は、社員の役職員の中から総会の決議においてこれを選任する。

2. 理事1名及び監事1名は、社員の役職員以外から総会の決議においてこれを選任する。

3. 会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本協会を代表し、会務を総理する。

3. 常務理事は、会長を補佐し、業務を総轄する。

4. 会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をする。

3. 監事は、財産の状況又は業務の執行につき不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。

4. 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

（役員の任期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

ただし、再任を防げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

ただし、再任を防げない。

3. 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

4. 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第 27 条 理事又は監事は、総会の決議により解任することができる。

（責任の免除）

第 28 条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することはできない。

2. 前項にかかわらず、本協会は役員の法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第 114 条第 1 項にもとづき、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3. 本協会は外部役員との間で、法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（報酬等）

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事及び社員の役職員以外から選任された監事は、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議する事項の決定
- (5) 第36条に規定する委員会の設置及び運営に必要な事項の決定
- (6) その他この定款に別に定める職務

(招 集)

第32条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又はその他の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときに、会長が招集する。

2. 会長は、理事会を開催しようとするときは、開催の5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を各理事及び各監事に通知しなければならない。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

3. 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

2. 会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることが

できるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

ただし、会長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名又は記名押印しなければならない。

3. 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 36 条 本協会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により本協会に委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。

3. 前項に規定するほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第 8 章 加入金及び経費分担金

(経費負担義務)

第 37 条 社員は、本定款に定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金及び経費分担金)

第 38 条 本協会の加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法は、総会において定める。

2. 加入金は、入会の承認通知を受けた日から 1 週間以内に納付しなければならない。

3. 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。

4. 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

第9章 資産及び会計

（資産の構成等）

第39条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- （1）財産目録に記載の財産
- （2）加入金及び経費分担金
- （3）事業に伴う収入
- （4）資産から生じる収入
- （5）寄附金品
- （6）その他収入

2. 資産は、基本財産及び通常財産の2種に分ける。

基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、又は担保に提供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において総社員の議決権の4分の3以上の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

通常財産は、基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第40条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

（経費の支弁）

第41条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

（事業年度）

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（事業計画及び予算）

第43条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は業務成績報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時総会の承認を得なければならない。

2. 前項の業務成績報告書をもって、法人法上の事業報告とする。

(剰余金)

第 45 条 本協会は剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 47 条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 48 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 49 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、宮崎県において発行する宮崎日日新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長その他重要な職員の任免については、理事会の承認に基づき、会長が行う。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の備え置き)

第51条 主たる事務所に次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 業務成績報告書
 - (5) 貸借対照表
 - (6) 正味財産増減計算書
 - (7) 財産目録
 - (8) 監査報告
 - (9) 事業計画書
 - (10) 収支予算書
 - (11) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の附属明細書
2. 前項の(9)及び(10)の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
 3. 第1項の(3)から(8)及び(11)の書類については5年間備え置く。
 4. 第1項に掲げる資料の開示、閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

第13章 補 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第52条 この定款の施行に必要な事項で定款に定めのない事項については、理事会の決議により定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

（事業年度の特則）

第 2 条 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（最初の代表理事及び業務執行理事）

第 3 条 本協会の最初の代表理事（会長）は小池光一とする。また、本協会の最初の業務執行理事（常務理事）は小牧尚史とする。

（理 事）

第 4 条 本協会の最初の理事は、小池光一、川崎新一、小橋隆夫、東清三郎、柴岡佳之、小田俊一郎、鶴原一典、田守正篤、石原隆、小牧尚史とする。

（監 事）

第 5 条 本協会の最初の監事は、倉掛正志、馬場直澄、安村洋一とする。

（法令の根拠）

第 6 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

備 考

平成 23 年 10 月 19 日制定、平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 26 年 6 月 11 日改正、平成 26 年 6 月 11 日実施（第 26 条）

令和 4 年 12 月 16 日改正、令和 5 年 4 月 1 日実施（第 4 条、第 12 条）